

# 環境省・2010年度税制改正要望

環境省2010年度税制改正要望の概要が明らかになりました。政権交代による国策の方針転換を反映し、当初(今年8月時点)の税制改正要望に対し廃棄物・リサイクル分野でも全体的な見直しが行われた。最終処分場の維持管理積立金制度の特例措置は当初の要望どおり、建設廃棄物や廃油・廃プラスチック類の処理施設、産廃の焼却や焼却溶融施設、廃油・廃プラスチック類処理施設など。除外されたのは建設廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)の延長では、当初の要望どおり適用期限は2年。ただし、対象となっていた4種類の施設が除外、縮減されていました。適用対象施設と特例措置について、環境大臣の認定を受けた事業者が専ら廃棄物を処理する場合、事業に使う施設等係る事業所の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置について、当初の要望は2年となつた。

## 処分場積立金残される

主なものを紹介する  
と、PCB汚染物等処理用設備や石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却制度(初年度14/100)の延長について、当初の要望ではPCB汚染物等処理用設備の適用期限が1年、石綿含有廃棄物無害化処理用設備の適用期限が2年だったが、どちらも1年延長となった。

混合廃棄物選別設備も適用対象となっていたが、見送られた。適用期限は当初の要望どおり2年となつた。

ただし、対象となつていていた7種類の施設のうち4種類の施設が除外、縮減されている。うち4種類の施設が除外、縮減されている。うち4種類の施設が除外、縮減されている。

一方、熱回収設備(廃棄物熱利用設備または廃棄物発電設備)を伴う廃棄物処理用設備に係る特別償却制度(所得税、法人税、初年度16/100)は要望自体、見送られた。

## 特例措置で明暗分かれ

# 廃棄物分野を見直し

廃棄物溶融施設(同6分の1)。  
除外されたのは、産廃の焼却や焼却溶融施設、廃油・廃プラスチック類処理施設など。

廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

の延長では、当初の要

望どおり適用期限は2

年。ただし、対象とな

っていた4種類の施設

が除外、縮減されてい

ました。

一方、熱回収設備(廃

棄物熱利用設備または

廃棄物発電設備)を伴

う廃棄物処理用設備に

係る特別償却制度(所

得税、法人税、初年度

16/100)は要望自

体、見送られた。

16/